令和6年度沖縄県新型コロナワクチン副反応コールセンター運営委託業務

企画提案募集要項

この公募は、令和6年度沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合にあっては、一部又は全部の契約を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

1 業務目的

本業務の目的は、別添「令和6年度沖縄県新型コロナワクチン副反応コールセンター運営委託業務 仕様書」のとおりとする。

2 概要

(1)名称

令和6年度沖縄県新型コロナワクチン副反応コールセンター運営委託業務

(2)業務内容

「令和6年度沖縄県新型コロナワクチン副反応コールセンター運営委託業務企画提案仕様書」参照

(3)業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4)委託金額の上限

8.433.942 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内

(5)審査内容

企画提案書及び見積額

(6)選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項から第 2 項までの規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。
- (2) 業務進捗状況、内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制及び業務を実施するための十分な人員体制を有する者であること。
- (3) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、 これらに加入し保険料の滞納がないこと。

- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 応募は共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
- イ 共同企業体の構成員は、上記(1)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記(2)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的のため、他の共同企業体との連携を密にし、事業の 推進及び成果の達成を図ること。
- (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は、1共同企業体)につき、提案は1件であること。

4 応募の手続き(スケジュール)

	<u> </u>
提出書類様式及び仕様 書の掲載期間	・掲載期間:令和6年3月5日(火)~3月 19日(火)12:00 まで ・掲載場所:沖縄県ウェブサイト
質問受付期間	 ・受付期間:令和 6 年3月5日(火)~3月 13日(水)16:00 まで ・提出先:ワクチン・検査推進課メールアドレス aa090905@pref.okinawa.lg.jp 疑義がある場合、質問書【様式1】を提出してください。 ・回答:上記ウェブサイトに3月 15日(金)午後掲載
提案書提出	・提出期限:令和6年3月19日(火)12:00まで ・提出先:沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課(県庁4階) ・提出書類:以下「5提出書類及び必要部数等」に定める紙書類(片面印刷のうえ、件名・提出者名等をラベリングしたフラットファイルに綴る) ・提出方法:応募書類等の提出は、持参又は郵送(書留郵便)により提出してください。郵送の場合は提出期限必着とします。 【提出先】 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課ワクチン班〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(4階)電話番号098-866-2013

企画提案選定委員会	第一次審査結果通知:令和6年3月21日(木)
	第二次審査 : 令和6年3月27日(水)予定

5 提出書類及び必要部数等

企画提案応募申請書	【様式2】原本 1 部のみ提出
	※要押印
共同企業体協定書	【任意様式】共同企業体で申請する場合のみ、原本 1 部のみ提出 ※要押印
	次女性印
企画提案書	【任意様式】6部提出
会社概要	【様式3】6部提出
	※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成・提出すること
過去の類似業務実績書	【様式4】6部提出
	※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成・提出すること
	※仕様書、契約書の写し等、業務内容・事実確認が出来る書類についても1部を併せて提出すること
誓約書	【様式5】6部提出
社会保険に加入義務がないことについての申出書	【様式6】該当する場合のみ 1 部提出
積算書	【様式7】6部提出

6 委託先候補事業者の選定

(1) 選定の方法

- ア 応募のあった提案については、ワクチン・検査推進課において第一次審査(書類審査)を行う。その 後、沖縄県保健医療部内に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次 審査を行い、優先交渉順位を決定する。
- イ 第一次審査の結果については、選定事業者にはプレゼンテーションの場所と時間を通知し、非選定 事業者には結果のみを通知する。

第二次審査については、審査会場への入場者は2名以内とし、プレゼンテーションは提出書類(企画 提案書等)に基づき説明することとする。なお、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター 等の機器の使用は認めない。

- ウ 審査は、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については審査対象外とする。
- エ 審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- オ 評価にあたり必要と認める企画提案者に対して、疑義照会を行うことがある。
- カ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託契約に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
 - (2) 主な評価項目(予定)

ア 事業執行体制、過去 の業務の実績	(ア) 県民からの電話相談を安定的に受け付け、回答ができる運営体制と
	なっているか。
	(イ) 同種または類似業務の受託実績が豊富にあり、業務遂行にあたり そのノウハウやネットワークを活かし、確実かつ効率的に実施できる か。
イ費用の積算	各項目の費用積算は、経済的かつ合理的な積算となっているか。

7 委託契約について

委託契約の業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。 契約締結後、必要な場合は更新等について変更協議を行う。

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (5) 提案された企画のすべてを実施するものではない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、審査以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲でコピーすることがある。
- (9) 県との委託契約に関する協議の中で、仕様書の内容についても協議できる。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第2項の各号(以下条文参照)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

<沖縄県財務規則(抜粋)>

- 第 101 条 令第 167 条の 16 第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の 100 分の 10 以上とする。
 - 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は 一部の納付を免除することができる。
 - (1)契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3)契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【連絡・問い合わせ先】沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 担当 石原

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 4階

電話番号 098-866-2013

メールアドレス aa090905@pref.okinawa.lg.jp